

沖縄法政研究所 第65回 研究会

# 宮古島人頭税廃止運動の意義

— 請願権の観点からの考察 —

報告者 **小林 武**  
沖縄法政研究所特別研究員

司会・コメンテーター  
**黒柳保則**  
沖縄法政研究所所員  
沖縄国際大学法学部教授

日時 2018年 **6**月**4**日(月)  
**16:20~17:50**

場所 冲国大13号館 1階 会議室

参加無料／事前申込み不要

■問い合わせ

沖縄国際大学沖縄法政研究所

電話098-893-7967

098-892-1111 (内線6110)

〒901-2701宜野湾市宜野湾2-6-1

【報告概要】

沖縄は、廃琉置県後も、旧慣温存によって近代化が遅れた。とりわけ先島では、琉球王府時代の重税制度が続き、民衆は苛斂誅求を強いられた。その中心にあったのが人頭税である。

宮古島の場合、島民はその廃止を求めて帝国議会への請願に及んだ。島民、またその代表となった人々の辛苦に満ちた努力が実って、遂に人頭税は1903年に廃止される。

本報告は、この近代民衆史のひとつの金字塔といえる運動に、憲法上の請願権の観点から光を当てようとするものである。当時の、外見的立憲主義の帝国憲法も請願権保障規定を備えており(30条)、それが島民を支えた。と同時にそれは、民衆の要求を天皇による統治の中に取込むものでもあった。

この史実は、今日にもつながるものであり、沖縄問題考察の一資料となればと願って報告に臨みたい。